

木質燃料利用促進事業補助金

薪ストーブ・ペレットストーブなどの
購入・設置に係る費用の一部を補助します。

事業概要

木材利用を促進し、森林資源循環型ライフスタイルの普及・定着を目的に、木質を燃料源とする薪ストーブ・ペレットストーブなどの木質バイオマス燃焼器を購入・設置する方に対し、以下の要件により補助金を交付します。

【対象とその補助金の額】

対象	対象経費	補助金の額
市内の住宅、事業所、農業用施設等に薪ストーブ・ペレットストーブなどの木質バイオマス燃焼器を購入・設置するもの	・機器類の購入経費 (取付部品等を含む) ・機器類の取付に要する経費	対象経費の6分の1の額 又は 5万円のいずれか低い額

※市の予算の範囲内での補助となります。

【要件】

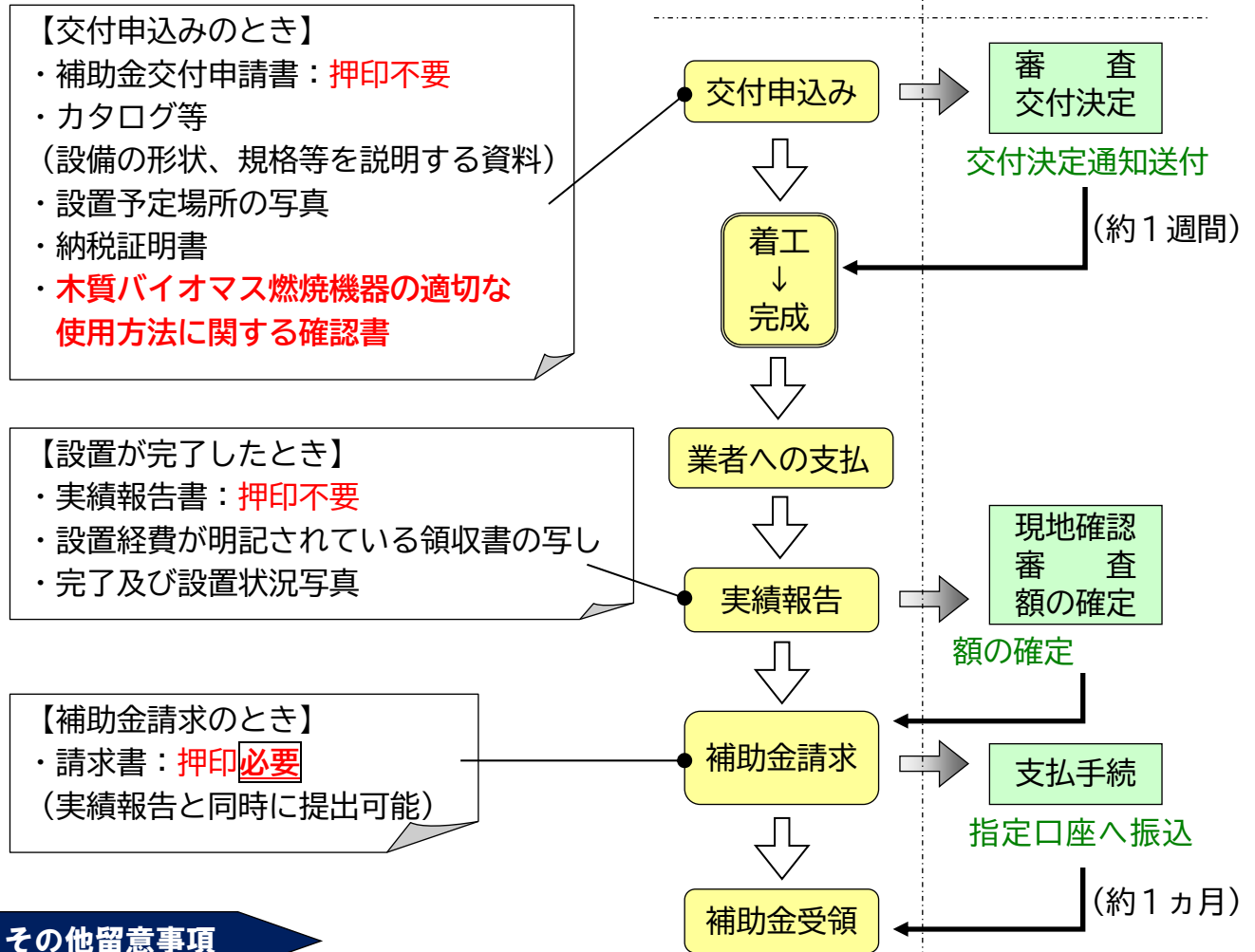
- ◆ 事業完了時に市内に住所を有する方
- ◆ 市税の滞納がない方
- ◆ **申請後に着工**し、令和7年2月1日までに完了し、現地確認ができる方
- ◆ 申請は、年度内1回に限ります。また、市の他の補助金の交付を受けた方は申請できません。

申込み・問い合わせ

南陽市 農林課 林務係（市役所2階）
電話：0238-40-8320（直通）

手続の流れ

<申込みから補助金受領までの流れ>
各手続に必要な書類は以下のとおりです。



その他留意事項

【木質バイオマス燃焼機器の適切な使用方法に関する確認書の添付】

- 木質バイオマス燃焼機器の使用者に対して、機器からの「煙」や「臭い」をできるだけ発生させない配慮をしていただく観点から、交付申込みの際、確認書の提出をお願いします。

【交付決定後の内容の変更】

- 設置の中止、経費の2割を超える増減、設置場所の変更の場合には、事業計画変更（中止）承認申請書の提出が必要になります。

【請求書の提出】

- 請求書は、実績報告と同時に提出することも可能です。その場合は、提出日付を記入しないでください。

【県の補助事業との併用】

- 県の補助事業との併用は可能です。交付決定を受けている方は、県補助金の申込書と申込に係る添付書類の写し、県補助金の交付決定通知書又は受理決定通知書の写しを提出してください。